ニュースレター
2020年3月号
第 77

Legal Networks

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

トピックス

◆「健康保険料率・介護保険料率が変更になります！」
◆「2020 年 4 月より特定法人について電子申請が義務化されます」
◆今月の労務スケジュール

◇「健康保険料率・介護保険料率が変更になります！」（全国健康保険協会）

例年3月分（4月納付分）から変更されている、全国保険協会が管掌する健康保険の保険料率と介護保険料率が先日、公開されました。

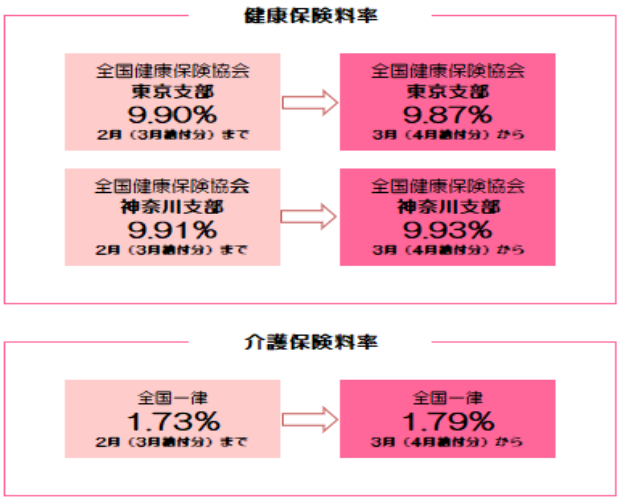

東京都は前年からの引き下げになりましたが、神奈川県は引き上げになっています。

介護保険料率は、前年からの引き上げになります。

40 歳～64 歳（介護保険第2号被保険者）の方で協会けんぽの加入者は、通常の保険料と介護保険料が徴収されます。

東京都、神奈川県以外の保険料率についての詳細は、協会けんぽの HP をご確認ください。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/r2/20207/

◇『2020 年 4 月より特定法人について電子申請が義務化されます』

現在、政府全体で、行政手続きに要する事業者の作成時間を削減するため、電子申請促進を図っており、その取り組みとして、特定法人の事業所が社会保険・労働保険に関する手続きを行う場合には、電子申請で行うことが必須になりました。

【対象となる法人の要件、手続き】

〇特定法人

・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が 1 億円を超える法人
・相互会社(保険業法)
・投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
・特定目的会社(資産の流動化に関する法律)

【対象となる手続き】

〇健康保険・厚生年金保険

・被保険者報酬月額算定基礎届
・被保険者報酬月額変更届
・被保険者賞与支払届

〇労働保険

・継続事業(一括有期事業を含む。)を行う事業主が提出する以下の申告書
⇒年度更新に関する申告書(概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書)
⇒増加概算保険料申告書

〇雇用保険

・被保険者資格取得届
・被保険者資格喪失届
・被保険者転勤届
・高年齢雇用継続給付支給申請
・育児休業給付支給申請

今後、中小企業も適用になることが予想されます。

ご検討の際は、是非弊所までお問合せください。

3 月の労務スケジュール

～3/31　2 月分社会保険料納付
～3/10　2 月分源泉徴収税額・住民税額の納付

Legal Networks CORPORATION
社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス
〒160－0022
東京都新宿区新宿1-34-13第一貝塚ビル302号
TEL:03-6709-8919
http://www.kintaikanrikenkyujo.jp

Copyright© 2020 Legal Networks